STARASIA
Investment Corporation

平成 29 年 3 月 15 日

各　位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名　執行役員　　加藤　篤志
（コード番号 3468）
資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長　　加藤　篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長　　杉原　亨
TEL: 03-5425-1340

特定関係法人の異動に関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）において、特定関係法人の異動が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．異動について知るに至った経緯

今般、スターアジア（注）の再編により、資産運用会社の親会社であるスターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシーの出資持分の全てが、マルコム・エフ・マクリーン 4 世及び増山太郎からスターアジア・グループ・エルエルシー（以下、「本エルエルシー」といいます。）に、平成 28 年 9 月 16 日付で譲渡（以下「本件持分譲渡」といいます。）された旨、スターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシーより報告を受けました。

この結果、本エルエルシーは資産運用会社の親会社となり、資産運用会社の特定関係法人に該当することになりました。

（注）スターアジアは、平成 19 年 1 月にマルコム・エフ・マクリーン 4 世（Malcolm F. MacLean Ⅳ）及び増山太郎によって設立され、両名により投資判断が行われるファンド及びその運用会社並びにそれらファンドの投資先（マイノリティ出資は除きます。）で構成される不動産投資グループです。

2．本件持分譲渡実行により、新たに親会社及び特定関係法人に該当することとなった者の概要

名称	スターアジア・グループ・エルエルシー （英語表記：Star Asia Group LLC）	
所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントン センターヴィル　ロード 2711　スイート 400	
代表者の役職・氏名	マルコム・エフ・マクリーン 4 世 増山太郎	
事業内容	株式等の取得、保有等	
資本金	20,000 米ドル	
設立年月日	平成 28 年 6 月 3 日	
純資産	本エルエルシーの承諾が得られなかったため、開示していません。	
総資産	本エルエルシーの承諾が得られなかったため、開示していません。	
大株主及び持株比率	本エルエルシーの承諾が得られなかったため、開示していません。	
本投資法人又は本資産運用会社と当該会	資本関係	本投資法人及び資産運用会社と本エルエルシーとの間には、直接の資本関係はありません。ただし、本エルエルシーは、資産運用会社の直接の

社　と　の　関　係		親会社であるスターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシーの出資持分の 100%を保有しております。
	人的関係	本投資法人及び資産運用会社と本エルエルシーとの間には、人的関係はありません。
	取引関係	本投資法人及び資産運用会社と本エルエルシーとの間には、取引関係はありません。

３．異動年月日
平成 28 年 9 月 16 日

４．資産運用会社の親会社の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合
（１）スターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシー

	属性	議決権の数（総株主の議決権の数に対する割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	主要株主／親会社（特定関係法人）	1,000 個（100%）	0 個（0%）	1,000 個（100%）	第 1 位
異動後	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

（２）スター・アジア・グループ・エルエルシー

	属性	議決権の数（総株主の議決権の数に対する割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	該当なし	0 個（0%）	0 個（0%）	0 個（0%）	該当なし
異動後	親会社（特定関係法人）	変更なし	1,000 個（100%）	1,000 個（100%）	変更なし

（注）議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数　0株
平成 29 年 3 月 15 日現在の発行済株式総数　1,000 株

５．今後の見通し
（１）本投資法人の資産運用委託契約の変更内容
変更の予定はありません。

（２）資産運用会社の機構の変更内容
変更の予定はありません。

（３）投資運用の意思決定機構の変更内容
変更の予定はありません。

（４）コンプライアンス・利害関係者等に関するルールの変更内容
資産運用会社の利害関係者取引規程に定める「利害関係者」の定義を以下のとおり変更する予定です。
＜変更後の内容＞
(1) 投資信託及び投資法人に関する法律第 201 条第 1 項に定めるところに従い、資産運用会社の利害関係人等に該当する者
(2) 当社の株主及びその役員
(3) 当社の株主が投資一任契約を締結している特別目的会社等（以下「ＳＰＣ」という。）

(4)　当社及び当社の株主の出資の合計が過半となるＳＰＣ
(5)　スターアジア・マネジメント・リミテッド、スターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシー、スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド、スターアジア・グループ・エルエルシー、マルコム・エフ・マクリーン４世、増山太郎並びにマルコム･エフ･マクリーン４世及び増山太郎が投資判断を行うファンドの投資先(但し、マイノリティ出資を除く。）であって、(a)不動産その他の投資資産を保有し又は取得する日本に所在する投資ビークル及び(b)本投資法人の投資口を保有し又は取得する投資ビークル

（５）　投資方針の変更内容
変更の予定はありません。

（６）　スポンサー等との契約の変更内容
本投資法人及び資産運用会社が、資産運用会社のスポンサーであるスターアジア・マネジメント・リミテッドとの間で締結しているスポンサー・サポート契約に定める「スポンサーグループ」の定義を以下のとおり変更する予定です。
＜変更後の内容＞
「スポンサーグループ」とは、（ⅰ）スポンサー、（ⅱ）スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド、（ⅲ）スターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシー、（ⅳ）スターアジア・グループ・エルエルシー、（ⅴ）マルコム・エフ・マクリーン４世、（ⅵ）増山太郎並びに（ⅶ）マルコム・エフ・マクリーン４世及び増山太郎が投資判断を行うファンド（以下「スポンサー・ファンド」という。）の投資先（但し、マイノリティ出資を除く。）であって、(a)不動産その他の投資資産を保有し又は取得する日本に所在する投資ビークル及び(b) 本投資法人の投資口を保有し又は取得する投資ビークルをいいます。

（７）　本投資法人の上場の継続の見込み
上場を継続する予定です。

（８）　今後の方針等
今後、本件に関し、本投資法人及び資産運用会社の業務遂行について開示すべき事項があれば、速やかにお知らせいたします。

なお、本件に関しては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用される法律・規則等に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以上

＊　本投資法人のホームページアドレス：http://starasia-reit.com

＜ご参考＞
スターアジアの組織の概略図（本日現在）

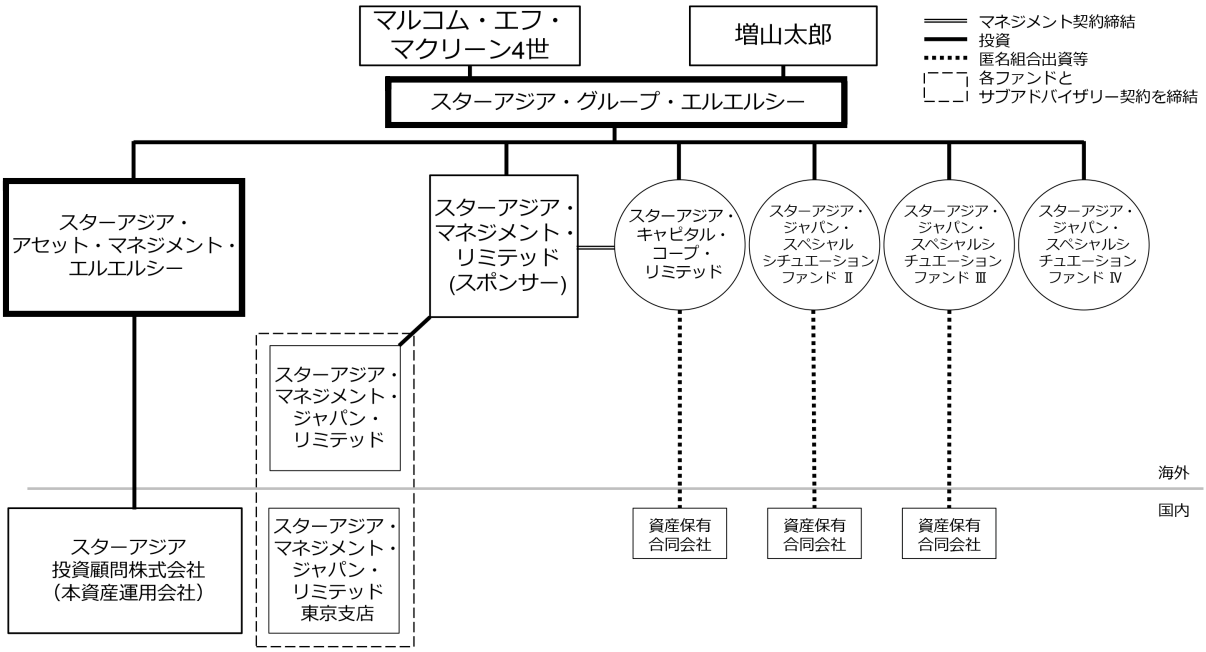

（※）上記、スターアジアの概略図は、資産運用会社との関係においてスターアジアの概略を示すために作成されたものであり、スターアジアのすべての法人やその他の法的主体を記載したものではありません。